

## 10 個人情報保護と人権

### (要約文)

2018（平成30）年以降、リクナビ事件や破産者マップ事件など、個人情報保護委員会が指導を発するような不祥事が相次いで表面化している。また、消費者意識の高まりとともに個人情報をめぐる環境は激変し、法規制面でも新たな対応が必要になってきた。また、深刻な漏えい事案においては、コンピューターウイルスとネットへの不正アクセスが主な原因となりつつある。海外で、一般データ保護規則やカリフォルニア州消費者プライバシー法の施行といったプライバシー保護に関する国際的な動きが顕著である。

こうした状況を踏まえて、2020（令和2）年6月5日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、同月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」として公布され、2022（令和4）年4月1日に施行された。また、2021（令和3）年5月12日には、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が国会で可決成立し、同年5月19日に公布されている。これら一連が2015（平成27）年以来の個人情報保護法の改正となった。

改正項目のうち、特に実務的に注目すべきは、オプトアウトによる第三者提供の一部制限、本人からの開示請求等の範囲拡大、個人情報の不適正な利用禁止、漏えい報告・通知の義務化、仮名加工情報の導入、罰金刑の強化などである。まずは、弁護士として、これらの内容を正確に理解しなければならない。今後とも、個人情報の保護が問題となる場面がますます増えていくものと思われる。われわれ弁護士は、これらの救済申立てや交渉について適切に対応していく必要がある。

### (1) 個人情報をめぐる最新環境

2018（平成30）年、米フェイスブックによる個人データの不正利用など、大手デジタルプラットフォーム事業者の不祥事が相次いで表面化した。就職情報サイトを運営する事業者が就職活動中の学生の内定を辞退する確率をAIで予測して企業に販売していたリクナビ事件や、自己破産の情報をGoogleマップで確認できるサイトで批判を浴びた破産者マップ事件では、2019（令和元）年、個人情報保護委員会（以下、「委員会」）が当該事業者に指導を行っている。

また、個人情報の不正流出の原因が、近年、大きく変化している。これまで目立っていた機器の誤操作や内部関係者による不正などの人的要因は減り、ネットを通じた攻撃が大きな脅威になってきた。深刻な漏えい事案においては、コンピューターウイルスとネットへの不正アクセスが主な原因となりつつある。他方、海外に目を転じれば、欧州の一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）やカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPR）の施行といったプライバシー保護に関する国際的な動きが顕著である。

このように、消費者意識の高まりとともに個人情報をめぐる環境は激変し、法規制面でも新たな対応が必要になってきた。すなわち、個人情報やプライバシー保護に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利用の均衡、個人情報が多様に利活用される時代の業者責任の在り

方、さらには越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応など、個人情報保護をめぐって解決すべき課題は多い。

## (2) 個人情報保護法の改正

### ア 改正法の概要

2020（令和2）年6月5日、個人情報保護法（以下、単に「法」）の改正法が可決・成立し、同月12日に公布、2022（令和4）年4月1日に施行された。なお、2017（平成29）年5月に全面施行された前回の改正法では、3年ごとに施行の状況を確認し、必要に応じて所要の措置を講じることが、附則12条3項に定められており、次は2023（令和5）年が法改正の年に該当している。

前記(1)の環境変化を踏まえ、2019（平成31）年4月、委員会は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を、同（令和元）年12月には「制度改正大綱」を公表した。改正大綱では、①個人データに関する個人の権利の在り方、②事業者の守るべき責務の在り方、③事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用に関する施策の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥法の域外適用・越境移転の在り方など、8項目の個別の検討事項が示されている。

これらの項目のうち、特に実務的に注目すべきは、オプトアウトによる第三者提供の一部制限（法23条の2、前記①）、本人からの開示請求等の範囲拡大（同2条7項・28条・30条等、前記①）、個人情報の不適正な利用禁止（同16条の2、前記②）、漏えい報告・通知の義務化（同22条の2、前記②）、仮名加工情報の導入（同2条9項・35条の2・35条の3、前記④）、罰金刑の強化（同83～88条、前記⑤）である。

### イ 個人情報の不適正な利用禁止

法は、事業者が、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止する（法16条の2）。

GDPRでは、個人データの利用停止を何時でも行うことができるが、我が国では、利用停止は不正取得時や目的外利用の場合に限って可能とされていた（法30条）。そこで、破産者マップ事件等も踏まえて、個人情報の不適正な利用を禁止することにより、不適切な濫用を防止しようとしたものである。

### ウ 仮名加工情報

従前は、個人を認識できないように個人情報を加工した匿名加工情報が活用されてきたが（法2条9項）、GDPRには、匿名化のほかに「仮名化」という仕組みがある。仮名化（*Pseudonymisation*）とは、個人のデータを仮名にして本人を直接特定できないようにすることをいう。たとえば、氏名・性別・年齢・住所からなる個人データについて、氏名と住所を記号に置き換え、当該個人を特定できないようにすれば、かかる「仮名情報」をデータの利用停止や開示請求の対象外とすることができる。

我が国においても、経済界を中心に仮名化の導入の要望があり、国際的な動向も踏まえて「仮名加工情報」という概念が追加された（法2条9項・35条の2・35条の3）。

## エ 漏えい報告の義務化

法は、個人データの漏えいなどが発生し、個人の権利利益が害されるおそれがある場合、事業者が委員会への報告と、本人への通知を義務づける（法 22 条の 2）。

インターネットや SNS の普及により、個人情報漏えいが重大な事態に発展する傾向にあるし、GDPR では漏えいから 72 時間以内の報告義務を課すなど、法的に報告を義務化している国も多い。

委員会によれば、個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態とは、①要配慮個人情報が含まれる、②財産的被害が生じるおそれがある、③不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した、④1,000 人を超える漏えい等が発生した事態をいう。

## オ 罰金の強化

GDPR では、2000 万ユーロまたは前年度の全世界総売上高の 4%のうち高い方を上限とする課徴金が定められており、我が国に比較して罰則が厳しいと指摘されてきた。かかる状況下、我が国のペナルティには実効性が乏しいとの意見もあり、措置命令・報告義務違反の罰則（措置命令違反：1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金、個人情報データベース等の不正流用：1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金、報告義務違反の罰則：50 万円以下の罰金）と法人に対する罰金刑（措置命令違反・個人情報データベース等の不正流用：1 億円以下の罰金、報告義務違反の罰則：50 万円の罰金）を引き上げている。

## カ 官民一元化に関する整備法

2021（令和 3）年 5 月 12 日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が国会で可決成立し、同年 5 月 19 日に公布された。

従前、個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法に加えて、地方公共団体の条例もあることから、民間事業者と公的機関で個人情報の定義そのものが異なり、各条例の運用が異なるなどの問題が指摘されていた。整備法は、前記 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずるものである。

整備法には、現行法を改正する内容が様々含まれているが、個人情報保護法の改正に関する部分に関しては、民間事業者に対する規律に大きな変更は認められない。ただし、条文の番号が変わり、学術研究機関等に個人データを提供している事業者、国公立の病院や大学等と個人情報のやりとりを行っている事業者、国・地方自治体・独立行政法人等との間で個人情報のやりとりがある事業者の場合には、規律の一部が変更されるため、一応の注意が必要である。

### (3) 今後の実務的な課題

#### ア 2020 年改正法の問題点

要件の緩和された「仮名加工情報」の導入により、企業のコスト負担は軽減され、データ活用も促進される。他方、杜撰な仮名化やプロファイリング（散在する個人情報の照合）によるプライバシー侵害の危険性も相対的に高まるであろうことは否定できない。

なお、今後検討すべき項目として、「忘れられる権利」がある。忘れられる権利とは、個人が望まないデータの消去を事業者に請求できる（たとえば、サイト上に各種の個人情報が開示され、これが長年にわたって消えずに残っていることに對し、過去の個人にまつわる情報の抹消を請求する）権利をいう。個人情報を完全に消去すると、データ利用に関する情報も消去されてしまい、当該個人が再度サービスを利用する際には、企業側に相応のコストが生じ、利便性を欠くことから、委員会はその導入に消極的だとされている（東京高決平成 28 年 7 月 12 日グーグル検索事件では、忘れられる権利について「法的に定められたものではなく要件や効果が明確ではない」と判示した）。この点は、2023（令和 5）年の見直しに向け、議論の推移を見守る必要があるだろう。

また、2020 年改正では、リクナビ事件を踏まえた個人関連情報の創設（法 26 条の 2）など、ほかにも実務的な課題が多い。

### イ 独禁法上の課題

公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーマー（いわゆる「GAFA」を代表とする巨大 IT 企業）と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化するため、2019（令和元）年 12 月 17 日、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。

これは、巨大 IT 企業による個人データの不適切な利用を規制するための指針案であり、たとえば、個人の同意を得ずに位置情報・購買履歴等のデータを利用すれば、「優越的地位の濫用」（独禁法 19 条・一般指定 14 号）に該当する旨を示唆する。独禁法違反（優越的地位の濫用）に当たる具体的事例としては、①利用目的を知らせない（法 18 条）、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得・利用する（法 16 条）、③適切な安全管理をしない（法 20 条）、④同意を得ずに第三者提供する（法 23 条）、⑤従前と同じサービスを提供しながら追加で個人情報を取得する、などが示されている。また、サイト上の長文規約を明示したのみで、その趣旨が利用者に伝わっているといえないような場合には、消費者の同意を得たとは解されない点なども指摘されている。

また、2020（令和 2）年 5 月 27 日には、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（デジタルプラットフォーマー透明化法）」が成立し、同年 6 月 3 日に公布されている。

デジタル取引では、個人情報保護法もひとつの重要な規律であり、独禁法上の規制の動向にも注目しなければならない。

### ウ ビッグデータとプライバシー

最近のスマートフォンや SNS の普及により、ビッグデータのビジネス利用のプライバシー侵害や悪評などのリスクが顕在化しつつある。特に仮名化に関する法改正や公取委指針の策定に伴い、ビッグデータとプライバシーとの関係が重要な課題となってくる。

この点、現代的なプライバシー侵害事案では、当該個人の感受性ではなく、「一般人の感受性」を基準としている（最判平成 15 年 9 月 12 日判時 1837 号 3 頁「早稲田大学講演会名簿提出事

件)」。また、受忍限度を超える場合にだけ、プライバシー侵害が認定される傾向にある(福岡高判平成24年7月13日判例集未掲載「ストリートビュー事件」)。

したがって、事業者の側においても、受忍限度を引き上げるためには、できる限り情報の利用目的・使用状況・利便性等の説明をし、情報主体である本人の納得感を得るよう努力すべきであろう。本人の納得感を得られるならば、受忍の許容範囲も拡大するからである。

#### (4) われわれ弁護士はどう行動すべきか

まずは、弁護士として、データに関する権利に関し、個人情報保護法のみならず、不正競争防止法や知的財産権法の内容を正確に理解しなければならない。

また、個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、情報リスクに対する目配りが一層重要となる。たとえば、昨今の情報漏えい事案を踏まえて、消費者・個人の側からは、個人データの不正利用を監視する要請が高まっている。また、改正法の「仮名加工情報」の導入によって、不適切な仮名化やプロファイリングによるプライバシー侵害の危険性も顕在化する。さらに、個人情報の不適正な利用禁止により、個人の意思でデータがどう利用されるかを指示できるようになるため、個々人が、各事業者に対して、どのような利用形態を望み、また望まないかを吟味・検討するようになるであろう。弁護士としては、こうした事例への対応に関する法律相談の件数・頻度は格段に増加するものと思われる。

他方、事業者の側では、不適正な利用禁止に関する具体策や、本人の意向確認が重要となるため、弁護士としても、そうした実務対応に配慮する必要がある。また、仮名加工情報の具体的な要件については、実務的に関心の高いところであろう。こうした問合せにも的確に対処しなければならない。個人情報漏えいの報告が義務化されたため、漏えい時の対応を再点検すべきである。さらには、罰金の強化を見据えて、不正行為の発生防止体制の整備に関する助言も求められるであろう。

さらには、GDPRに続き、米国では2020(令和2)年1月にCCPAが施行され、2022(令和4)年以降は、中国、シンガポール、タイ等、アジア各国における個人情報保護の法制化も急進している。我が国企業としても、こうした諸外国の個人情報保護法制の対応を推進していくことが重要かつ喫緊の課題である。

以上のとおり、個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、われわれ弁護士としても、情報リスクに対する目配りがますます重要となる。

そもそも個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」(法1条)。この文理から、個人情報にまつわる個人の権利・利益・自由といったものを保護することが法の究極目的であることは明白であるが、事業者の立場からすれば、どのくらい有用性に配慮すべきなのか、あるいは配慮してもらえるのかが判然としない。こうした「有用性への配慮」に対する力説の強弱・濃淡が、法体系全体の解釈に大きな影響を及ぼすことを念頭に置いて、法の各条文の解釈に臨むべきである。この点、20年改正に至る経緯では、GDPR等の海外法制の影響と相俟って、有用性の配慮を後退させてもなお、個人の権利利益をより強く保護する方向へと舵を切ったものと評価できる。

他方、平成 30（2018）年にサイバーセキュリティ基本法が改正されたが、その後もサイバー攻撃事案は後を絶たない。令和 3（2021）年にも、ハッカー集団 Tick による JAXA 事件や、つるぎ町立半田病院ランサムウェア事件等が発生した。弁護士としては、こうしたトレンドに応じた安全管理措置にも目配りする必要がある。

以 上